○経済産業省令第三十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第二の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　茂木　敏充

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令（平成四年通商産業省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第一条　輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。	**第一条**　輸出貿易管理令別表第二の二一の三の項の経済産業省令で定める貨物は、次に掲げるものとする。
一・二　［略］	一・二　［略］
三　四―アニリノ―一―フェネチルピペリジン及びその塩類	［新設］
四～十五　［略］	三～十四　［略］
十六　一―フェネチルピペリジン―四―オン及びその塩類	［新設］
十七～二十　［略］	十五～十八　［略］
第二条　［略］	**第二条**　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、平成三十年七月一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一

○国土交通省令第四十五号

地域再生法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十八号）の施行に伴い、国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年六月一日

国土交通省関係地域再生法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係地域再生法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十七条の十七第四項第二号の国土交通省令で定めるもの）	（法第十七条の七第四項第二号の国土交通省令で定めるもの）
第一条　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の十七第四項第二号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。	**第一条**　地域再生法（以下「法」という。）第十七条の七第四項第二号の国土交通省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一～三　（略）	一～三　（略）
（建築等の届出）	（建築等の届出）
第二条　法第十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。	**第二条**　法第十七条の八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式による届出書を提出して行うものとする。
一　法第十七条の十八第一項第一号に掲げる行為のうち、開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）を行う場合　別記様式第一	一　法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為のうち、開発行為（都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為をいう。以下同じ。）を行う場合　別記様式第一
二　法第十七条の十八第一項第一号に掲げる行為のうち、地域再生土地利用計画（法第十七条の十七第一項に規定する地域再生土地利用計画をいう。以下同じ。）に記載された法第十七条の十七第三項第二号の誘導施設（以下この条において単に「誘導施設」という。）を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合　別記様式第二	二　法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為のうち、地域再生土地利用計画（法第十七条の七第一項に規定する地域再生土地利用計画をいう。以下同じ。）に記載された法第十七条の七第三項第二号の誘導施設（以下この条において単に「誘導施設」という。）を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合　別記様式第二
三　法第十七条の十八第一項第二号に掲げる行為を行う場合　別記様式第三	三　法第十七条の八第一項第二号に掲げる行為を行う場合　別記様式第三
2　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。	2　前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
一　法第十七条の十八第一項第一号に掲げる行為のうち、開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面	一　法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為のうち、開発行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
二　法第十七条の十八第一項第一号に掲げる行為のうち、誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面	二　法第十七条の八第一項第一号に掲げる行為のうち、誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為を行う場合にあっては、次に掲げる図面
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）